

(毎日新聞報道から転載)

「国を明確に断罪した」福島原発集団訴訟、仙台高裁判決 提訴7年半「勝ちきった」

毎日新聞 2020年10月1日 10時14分(最終更新 10月1日 10時14分)



判決後、「勝訴」と書かれた垂れ幕を見て喜ぶ原告団の人たち＝仙台市青葉区の仙台高裁前で2020年9月30日午後2時29分、和田大典撮影

の仙台高裁判決を、原告団は歓迎した。【磯貝映奈、藤田花】

午後2時半ごろ、仙台高裁前で弁護士や原告が「勝訴」「再び国を断罪」などと書かれた垂れ幕を広げると、集まった約200人の原告たちからは、歓声と拍手が湧き起こった。垂れ幕を出した原告の一人で、富岡町から郡山市に避難している深谷敬子さん（76）は「事故後の9年は長かったが、本当に良かった」と何度も喜びを口にし、「勝訴と

いう結果が出て足取りが軽くなり、これからの自分の人生を前に進めることができそう」と胸をなで下ろした。

同じく垂れ幕を掲げた須賀川市の原告、樽川和也さん（45）は、事故間もない2011年3月下旬、父親を亡くした。有機栽培で野菜やコメ作りに力を入れていた父は、事故で野菜の出荷が自粛となった直後に、自ら命を絶った。樽川さんは「勝訴の垂れ幕を出すことができ、父に良い報告ができる。今日は帰って父の（遺影の）前でお酒を飲みたい」とほおを緩めた。



判決について報告する原告団の中島孝団長＝仙台市青葉区の仙台地裁前で2020年9月30日午後2時33分、和田大典撮影

原告団の1人で農業者団体「福島県農民連」事務局長の佐々木健洋さん（44）＝福島市＝は、仙台高裁の外で、落ち着かない気持ちを抑えながら、仲間が高裁内から出てくるのを待ちわびていた。「勝訴」の文字が見えた瞬間、勝利を確信して、ほっとしたという。「強気な姿勢で臨んだが、不安もあった。期待以上の判決で勝ちきったと言っている」

佐々木さんは福島第1原発事故後、避難を強いられたり、風評被害で苦しんだりしている農家をサポートする活動を続けてきた。農家の苦境を目の当たりにする中で「（原発を推進してきた）国にも責任を求めないと解決にはつながらない」と自主避難区域の住民でも参加できる生業訴訟に原告として参加。口頭弁論に頻繁に足を運び、署名活動やデモ行進などに参加した。今回の判決を「裁判長が決意を持って書いてくれた。今後の同種訴訟に道筋をつけた意義は大きい」と影響力の大きさに期待する。

弁護団の馬奈木巖太郎弁護士は、記者会見で「私たちの思いがぎっしり詰まった判決が言い渡されました」と判決文全文を掲げた。「原発事故から9年半。最初の提訴から7年半が経過してようやくここまで来られた」と喜びを口にした。その上で「もう国や東電に責任があると決着した。一日でも早く救済するべきで、『上告をするな』と求めていきたい」と今後を見据えた。

東日本大震災

原発事故、高裁も国に責任 初認定 福島集団訴訟

毎日新聞 2020年10月1日



福島第1原発事故の集団訴訟判決後、「勝訴」などと書かれた垂れ幕を掲げる原告弁護団＝仙台高裁前で30日、和田大典撮影

東京電力福島第1原発事故当時、福島県や隣県に住んでいた約3600人が国と東電に総額約210億円の損害賠償などを求めた集団訴訟の控訴審判決で、仙台高裁（上田哲（さとし）裁判長）は30日、1審・福島地裁判決（2017年10月）に続いて国と東電の責任を認め、原告3550人に1人当たり最大300万円、総額約10億1000万円（1審判決から約5億円増額）を支払うよう命じた。同種訴訟で高裁が国の責任について判断したのは初めて。

訴訟の原告は同種訴訟で最も多く、避難区域外の住民が8割以上。判決は避難区域の賠償額を1審判決から大幅に増やした他、国の賠償基準の対象外の区域にも範囲を拡大した。同種訴訟は約30あり高裁判決は3件目だが、先の2件は東電のみを被告としていた。1審で国の責任を認めたのは7地裁、認めなかったのは6地裁と割れている。

判決は国の責任について、政府の地震調査研究推進本部が02年に公表した地震予測「長期評価」に基づき、原発の敷地高を超える津波の襲来を予見できたとし、06年末までに国が東電に津波対策をとらせなかったことを違法と認定。「国は東電の長期評価に関する不誠実ともいえる報告を唯々諾々と受け入れ、規制当局に期待される役割を果たさなかった」と批判した。

賠償額については、避難区域で10万～300万円の上積みも認定。国の避難指示基準（年間被ばく線量20ミリシーベルト）を下回る地域でも国の賠償基準を上回る損害があったとし、1審判決で認められなかった福島県会津地方、宮城県丸森町、栃木県の一部にも賠償の対象を広げた。一方、居住地の空間放射線量を事故前に戻すよう求める原状回復請求は1審に続き認めなかった。

原子力規制庁は「適合審査を厳格に進め、適切な規制を行う」、東電は「内容を精査し対応を検討する」とコメントした。1審判決は国と東電の責任を認め、原告約2900人に1人当たり1万～36万円、総額約5億円を支払うよう命じた。【寺町六花、磯貝映奈】

仙台高裁の判決 骨子

- ・東電は2002年末ごろまでには、政府の地震調査研究推進本部が公表した地震予測「長期評価」に基づき、福島第1原発の敷地高を超える津波の到来を予見できた。国も東電と同じ知見を認識しており、同様に予見できた
- ・東電の「長期評価」に接した際の行動は、新たな防災対策を極力回避したいとの思惑が目立ち、事故の回避義務違反の程度は決して軽微ではない
- ・国は遅くとも06年末までには、東電に防潮堤の設置などにつながる技術基準適合命令を出して規制権限を行使すべきだった